

任意継続被保険者各位

Works Human Intelligence 健康保険組合

任意継続被保険者制度見直しのご案内

日頃は健保運営にご協力を賜り、ありがとうございます。

このたび、健康保険法改正により、任意継続被保険者について下記のとおり、任意の申し出により資格喪失が可能となりますので、お知らせします。

記

1. 改正内容

任意継続被保険者が資格喪失を健康保険組合に申し出た場合、申し出が受理された日の属する月の翌月 1 日から任意継続被保険者の資格を喪失する。

なお、保険料を前納した場合も任意の脱退は可能であり、未経過期間の保険料は還付される。

(例)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○申し出が健康保険組合で受理された日 | 令和 4 年 1 月 15 日 |
| ○資格喪失日 | 令和 4 年 2 月 1 日 |

2. 施行時期 令和 4 年 1 月 1 日

《参考》任意継続被保険者資格喪失事由

改正後	改正前
① 任意継続被保険者の資格取得後、2 年を経過したとき	① 任意継続被保険者の資格取得後、2 年を経過したとき
② 再就職して、他の健康保険組合などの被保険者となったとき	② 再就職して、他の健康保険組合などの被保険者となったとき
③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき	③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
④ 死亡したとき	④ 死亡したとき
⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき	⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
⑥ <u>資格喪失を希望する旨を組合に申し出たとき</u> (※)	

(※) 届け出が受理された日の属する月の翌月 1 日で資格喪失になります。喪失後の取り消しはできません。

任意継続資格取得時に同封しております『任意継続被保険者資格喪失届』をお使いください。
申請書は、当組合のホームページからダウンロードすることも可能です。
資格喪失後、当組合の健康保険証は利用できませんので、資格喪失後 5 日以内に返却してください。

以上